

家具転倒防止器具の取付費用を助成します

大地震が起きると家屋倒壊だけでなく、家具の転倒や落下で亡くなられたり、大きなケガをすることもあります。家具転倒防止器具を取り付けることで、被害を軽減することができます。品川区では家具転倒防止器具の取付をした世帯を対象に取付費用の助成を行っています。

家具転倒防止器具取付助成

受付期間

令和5年4月3日から令和6年3月29日まで

助成金額 ※助成交付額が予算額に達した時点で終了します。(先着順)

- ①課税世帯・・・上限4,000円(取付費用(※1)の1/2を助成)
- ②非課税世帯(※2)・・・上限8,000円(取付費用全額を助成)

※1 取付費用とは、器具代を除く取付のみに関する費用を指します。

※2 非課税世帯とは、住民税が非課税の方のみで構成される世帯を指します。

申込要件

- ①品川区民であること
- ②取付をした住宅に居住していること
- ③区内施工業者に発注して行う工事であること
- ④令和5年4月1日以降に取付工事を行うこと
- ⑤令和6年3月29日までに申請書類を提出すること
- ⑥世帯全員が住民税を滞納していないこと
- ⑦1年以内にこの助成制度を利用していないこと



取付業者を紹介します

区内建設組合4団体で構成される「品川区住宅センター協議会」に加盟している取付業者を紹介することができます。詳しくは下記までお問い合わせください。

(お問い合わせ)

品川区 住宅課 住宅運営担当 (本庁舎6階)

〒140-8715 品川区広町 2-1-36 ☎ : 5742-6776 FAX : 5742-6963

申請手続きの流れ

器具の取付工事完了



住宅課へ助成申請



助成決定通知書の送付



助成金の振込

申請に必要な書類

- ・助成申請書（様式1）
- ・助成交付請求書（様式2）
- ・支払金口座振替依頼書
- ・金額内訳の分かるもの（見積書・内訳書など）
- ・領収書の写し
- ・世帯全員分の令和5年度住民税納税証明書
または非課税証明書

※7月末までに申請をされる場合は、令和5年度住民税納税証明書に替えて令和4年度住民税納税証明書を提出してください。

※令和5年1月1日時点で品川区に住民票がある場合は、申請書にある「資格同意欄」に署名いただければ納税証明書および非課税証明書は不要になります。



高齢者・障害者の方へ

※ 取付前に申請が必要です

下記世帯を対象に（公社）品川区シルバー人材センターを通じて家具転倒防止器具の取付支援と、購入・取付費用の助成を行っています（上限20,000円）。ただし、課税世帯は1割のご負担となります。

- ・65歳以上の方のみで構成される世帯
- ・障害者手帳を所持する方のみで構成される世帯
- ・65歳以上の方と障害者手帳を所持する方のみで構成される世帯
- ・要介護3以上の65歳以上の高齢者のいる世帯
- ・2級（度）以上の障害者のいる世帯

（お問い合わせ）品川区 高齢者地域支援課 高齢者住宅担当（本庁舎3階）

☎ : 5742-6735

FAX : 5742-6882

